第二十九条第二項中「記載事項」を「記載事項等」に改め、「期間」の下に「（当該内国法人が通算子法人である場合には、同条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「同項各号」を「同条第一項各号」に改め、同項第四号中「開始し又は」を「開始し、又は」に改める。

第三十条第五項中「、当該事業年度」の下に「（当該内国法人が通算子法人である場合には、当事業年度開始の日の属する当該内国法人に係る通算親法人の事業年度）」を加える。

第三十一条第一項中「（最終仕入原価法）」を「（棚卸資産の評価の方法）」に改め、同条第二項中「（昭和三十七年法律第六十六号）」を削る。

第三十二条第一項第一号中「よる資産の取得」を「係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等」に改め、同号ロ中「消費し」を「消費し、」に改め、同項第二号ロ及び第三号ロ中「消費し」を「消費し、」に改め、同条第三項中「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に改め、同条第四項中「消費し」を「消費し、」に改める。

第三十三条第一項第一号中「の益金不算入等」を削り、同項第二号中「特定の事実が生じた場合の」及び「の損金算入」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「評価益（」を「評価益の額（」に、「評価益を」を「評価益の額を」に、「評価損（」を「評価損の額（」に、「評価損を」を「評価損の額を」に、「評価益に相当する金額」を「評価益の額」に、「評価損に相当する金額」を「評価損の額」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

４　内国法人が法第六十四条の十一第一項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）、第六十四条の十二第一項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）又は第六十四条の十三第一項（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益）の規定によりこれらの規定に規定する通算開始直前事業年度、通算加入直前事業年度又は通算終了直前事業年度（以下この項において「時価評価事業年度」という。）終了の時に有するこれらの規定に規定する時価評価資産（棚卸資産に該当するものに限る。以下この項において「時価評価資産」という。）のこれらの規定に規定する評価益の額又は評価損の額を当該時価評価事業年度の所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入した場合には、当該時価評価事業年度以後の各事業年度における第二十八条第一項又は第二十八条の二第一項の規定による当該時価評価資産の評価額の計算については、その内国法人が当該時価評価事業年度終了の時において当該時価評価資産の取得価額に当該評価益の額を加算し、又は当該時価評価資産の取得価額から当該評価損の額を減算した金額により当該時価評価資産を取得したものとみなす。

第四十八条第一項第一号イ⑵中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同条第五項第三号イ中「の益金不算入等」及び「の損金不算入等」を削り、同号ロ中「又は連結事業年度」、「又は法第八十一条の三第一項（法第二十五条第三項又は第三十三条第四項に係る部分に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定」及び「又は当該連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同号ハを削り、同号ニ中「又は連結事業年度」を削り、「おいて」を「おいて、」に、「評価益又は評価損」を「評価益の額又は評価損の額」に改め、「又は法第八十一条の三第一項（法第六十二条の九第一項に係る部分に限る。）」及び「又は連結所得の金額」を削り、同号ニを同号ハとし、同号に次のように加える。

ニ　通算時価評価（時価評価事業年度（法第六十四条の十一第一項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する通算開始直前事業年度、法第六十四条の十二第一項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）に規定する通算加入直前事業年度又は法第六十四条の十三第一項（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益）に規定する通算終了直前事業年度をいう。ニにおいて同じ。）において、これらの規定に規定する時価評価資産のこれらの規定に規定する評価益の額又は評価損の額をこれらの規定により当該時価評価事業年度の所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入することをいう。）

第四十八条第五項第四号中「同号ニ」を「同号ハ」に改める。

第四十八条の二第一項第一号イ⑵中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同条第五項第二号イ中「又は前連結事業年度」を削り、同号ロ中「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削る。

第四十八条の四第七項中「期間」の下に「（当該内国法人が通算子法人である場合には、同条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「同項各号」を「同条第一項各号」に改める。

第四十九条第七項中「、当該事業年度」の下に「（当該内国法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該内国法人に係る通算親法人の事業年度）」を加える。

第四十九条の二第二項中「記載事項」を「記載事項等」に改め、「期間（」の下に「当該内国法人が通算子法人である場合には同条第五項第一号に規定する期間とし、」を加え、「同項各号」を「同条第一項各号」に改め、同条第三項中「又は前連結事業年度」を削り、「又は各連結事業年度において」を「において」に改め、「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

第五十一条第二項中「期間」の下に「（当該内国法人が通算子法人である場合には、同条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「同項各号」を「同条第一項各号」に改める。

第五十二条第五項中「、当該事業年度」の下に「（当該内国法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該内国法人に係る通算親法人の事業年度）」を加える。

第五十四条第一項第三号中「（生物）」を「（減価償却資産の範囲）」に改め、同条第三項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同条第五項中「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に改め、同条第六項中「掲げる金額」を「定める金額」に改める。

第五十五条第四項及び第五項中「又は前連結事業年度」を削る。

第五十七条第七項中「について同項各号」を「（当該内国法人が通算子法人である場合には、同条第五項第一号に規定する期間。以下この項において同じ。）について同条第一項各号」に改め、同条第九項中「又は前連結事業年度」を削り、「又は各連結事業年度において」を「において」に改め、「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

第六十一条第一項中「又は前連結事業年度」を削り、「又は各連結事業年度において」を「において」に改め、「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同項第一号ハ中「残存価額等」を「耐用年数、償却率等」に改め、同条第二項中「又は前連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削る。

第六十一条の二の見出し中「堅牢な」を「堅固な」に改め、同条第一項中「又は前連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削る。

第六十一条の三を削る。

第六十一条の四の表の第三号中「の益金不算入等」、「又は各連結事業年度」及び「又は当該各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同表の第四号を削り、同表の第五号中「第四十八条第五項第三号ニ」を「第四十八条第五項第三号ハ」に、「つき法」を「より法」に改め、「又は各連結事業年度」及び「又は当該各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同号を同表の第四号とし、同表に次の一号を加える。

五	第四十八条第五項第三号ニに規定する通算時価評価とに行われたこの帳簿価額が増額された減価償却資産	当該資産を有する内国法人により当該通算時価評価が行われた事業年度（以下この号において「時価評価年度」という。）終了の時の当該資産の価額としてその帳簿に記載された金額（当該資産につき当該時価評価年度以前の各事業年度の法第三十一条第一項に規定する損金経理額のうち当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額がある場合には、当該金額を加算した金額）	当該資産の当該通算時価評価の直後の帳簿価額	当該時価評価年度の翌事業年度

第六十一条の四を第六十一条の三とする。

第六十二条及び第六十四条第一項第一号中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

第六十四条の二を削る。

第六十五条中「第六十四条第一項第二号（均等償却を行う繰延資産）」を「前条第一項第二号」に改め、「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。